

診療報酬における「一般細菌検査」の 実施料および検査の取り扱いに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和8年6月1日より施行されました診療報酬におきまして、「一般細菌検査」の実施料および検査の取り扱いに関し、ご案内申し上げます。

何卒、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 「一般細菌検査」実施料(抜粋)

点数区分	検査項目名	実施料	備考
D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査			
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	65	
	注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、35点を所定点数に加算する。		
2	保温装置使用アメーバ検査	45	
3	その他のもの	67	
D018 細菌培養同定検査			
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	180	
2	消化管からの検体	200	
3	血液又は穿刺液	240	
4	泌尿器又は生殖器からの検体	190	
5	その他の部位からの検体	180	
6	簡易培養	60	
注1	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、137点を所定点数に加算する。		
注2	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。		新設
注3	入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。		
D019 細菌薬剤感受性検査			
1	1菌種	185	
2	2菌種	240	
3	3菌種以上	310	
4	薬剤耐性菌検出	50	※1
5	抗菌薬併用効果スクリーニング	150	

※1. 「4」の薬剤耐性菌検出は、基質特異性拡張型 β-ラクタマーゼ産生、メタロ β-ラクタマーゼ産生、AmpC産生等の薬剤耐性因子の有無の確認を行った場合に算定する。

■ D018 注 2『真菌培養加算(122 点)』における検査の取り扱い

- 培養・同定または簡易培養と真菌の目的菌^{※2}をご依頼の際、真菌培養を実施いたします。
(検査のご依頼方法および依頼書のご記入方法に、変更はございません。)
- 真菌培養を実施した際、細菌検査報告書にコメント^{※3}の表記と別紙“追加検査連絡票”を発行いたします。
(血液ボトルでのご提出、皮膚・毛・爪の材料にて真菌検査のみご依頼の際は、対象外です。)
- 上記の内容で真菌培養を実施した際、令和 8 年 8 月 1 日実施分より検査費用を別途ご請求させていただきます。

※2. 真菌の目的菌

- ・カンジダ
- ・白癬菌
- ・真菌
- ・アスペルギルス
- ・クリプトコッカス
- ・マラセジア
- ・その他の真菌

※3. 真菌培養実施のコメント

- ・真菌培養を実施。「真菌培養加算(122 点)」

■ D019 4『薬剤耐性菌検出(50 点)』における検査の取り扱い

- 薬剤感受性検査にて薬剤耐性菌[ESBL(基質拡張型 β-ラクタマーゼ)産生菌・メタロ β-ラクタマーゼ産生菌]^{※4}を検出した際、細菌検査報告書にコメント^{※5}の表記と別紙“追加検査連絡票”を発行いたします。
(検査のご依頼方法および依頼書のご記入方法に、変更はございません。)
- 上記の内容で薬剤耐性菌を検出した際、令和 8 年 8 月 1 日実施分より検査費用を別途ご請求させていただきます。

※4. 対象となる薬剤耐性菌

- ・ ESBL(基質拡張型 β-ラクタマーゼ)産生大腸菌
- ・ ESBL(基質拡張型 β-ラクタマーゼ)産生肺炎桿菌
- ・ ESBL(基質拡張型 β-ラクタマーゼ)産生クレブシエラ
- ・ ESBL(基質拡張型 β-ラクタマーゼ)産生プロテウス
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生緑膿菌
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生セラチア
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生アシネトバクター
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生大腸菌
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生肺炎桿菌
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生クレブシエラ
- ・ メタロ β-ラクタマーゼ産生プロテウス

※5. 薬剤耐性菌検出のコメント

- ・ 薬剤耐性菌を検出。「薬剤耐性菌検出(50 点)」

以上